

# 令和5年1月1日に旅館業及び公衆浴場の水質基準が一部改正されます

※この資料の内容は、県所管域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市及び寒川町）以外の県内市町村）の旅館業及び公衆浴場が対象です。  
 県所管域以外（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町）の旅館及び公衆浴場には、各市の条例等が適用されます。  
 詳しくは、各市の保健所へご確認ください。

厚生労働省の「公衆浴場における水質基準等に関する指針」の一部改正を踏まえ、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質基準を見直しました。  
 旅館・公衆浴場の営業者の皆様におかれましては、改正内容をご理解の上、ご対応願います。

## 1 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準（旅館業法施行細則第5条第1項、公衆浴場法施行細則第7条第1項）

項目	基準	検査方法
色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
水素イオン濃度	値が5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中10ミリグラム以下であること。	滴定法
大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。	乳糖ブイヨン－ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

令和5年1月1日から

項目	基準	検査方法
色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
水素イオン濃度指数	値が5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法
有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

## 2 浴槽水の水質基準 (旅館業法施行細則第5条第2項、公衆浴場法施行細則第7条第2項)

項目	基準	検査方法
濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
<u>有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</u>	<u>1リットル中25ミリグラム以下であること。</u>	滴定法
大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省建設省令第1号）第6条に規定する方法
レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

令和5年1月1日から

項目	基準	検査方法
濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
<u>有機物（全有機炭素の量）。</u> <u>ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。</u>	<u>有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法</u>
大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省建設省令第1号）第6条に規定する方法
レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

**原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の消毒に、塩素化イソシアヌル酸（ジクロロイソシアヌル酸やトリクロロイソシアヌル酸）を使用している場合は、「全有機炭素の量」を正しく測定できないため、「全有機炭素の量」ではなく「過マンガン酸カリウム消費量」を測定する必要があります。**

施設で使用している消毒剤の成分について確認いただき、正しい項目による検査をお願いします。  
消毒剤の成分が不明な場合は、消毒剤のラベル等に記載の業者にお問い合わせください。

- ・水質基準の改正について不明なことがある場合は、施設の所在地を所管する保健福祉事務所（センター）にお問い合わせください。
- ・旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の新旧対照表等は県ホームページをご覧ください。

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f762/suishitsukijun\\_2022kaisei.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f762/suishitsukijun_2022kaisei.html)

県ホームページ  
2次元コード

